

■おきなわ環境ネット■

沖縄環境ネットワーク通信／号外

日本政府の違法「環境現況調査」と

オスプレイ配備の「答弁偽装」

真喜志 好一（建築家・沖縄環境ネットワーク）

1972年沖縄の「施政権返還」の裏に隠されていた日本政府のさまざまな「沖縄返還密約」。その密約を報じた西山太吉さん（元毎日新聞記者）は、その当時の秘密が「今日の米軍再編の問題につながっていく」と指摘している（アジア記者クラブ通信177号）。まさにそのとおりだ。

4月末から日本政府・那覇防衛施設局が辺野古で行っている「環境現況調査」は、環境影響評価法（環境アセスメント法とも呼ぶので、以後アセス法と略する）に明白に違反している。それで私たちは、アセス法違反について国・防衛施設庁の出先機関である那覇防衛施設局に抗議し、請負業者には調査をやめるよう海上でも非暴力で呼びかけ続けている。その私たちに対して政府は掃海母艦「ぶんご」まで差し向けてきた。

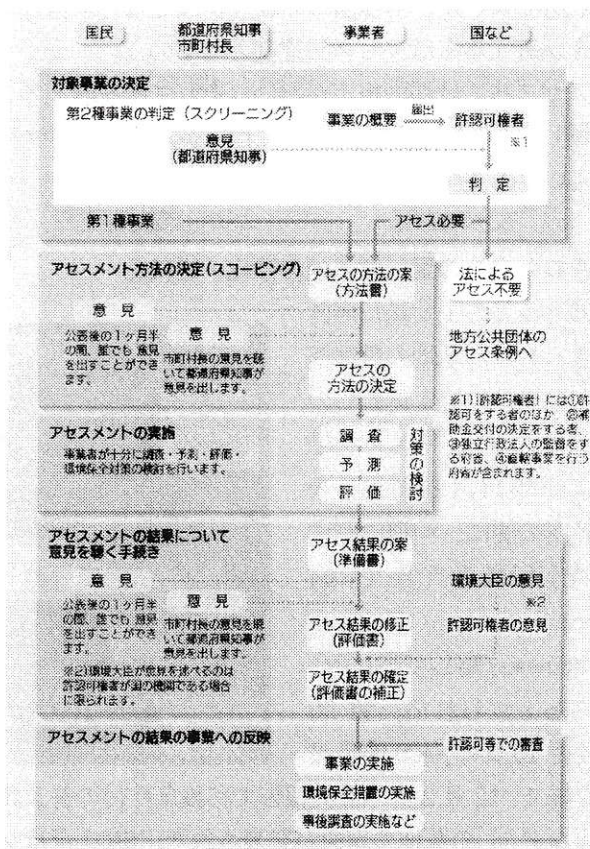
辺野古の海上基地建設計画は1997年12月21日の名護市民投票で「反対」の意思が表明された。しかもこの海上基地建設計画は、ベトナム戦争の最中の96年1月に、米海兵隊によって計画されていた。そのことが米軍の図書で分かってきた。「普天間飛行場」返還の代わりに辺野古に作るのではなく、もともと米軍が計画していた辺野古の海上基地を新設し、古い普天間は返す、というのが問題の真相である。

そして、墜落事故を頻発している垂直離発着機オスプレイを配備する計画であることも米国側の文書で明らかになってきた。この小論では、日本政府のアセス法違反、米軍の古くからの計画との関連、オスプレイ配備の真相、この三点について記していく。

アセス法の本来の手順

2006年12月25日、首相官邸で、関係閣僚や沖縄県知事、名護市長らが出席して開かれた「第2回普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会」において、守屋防衛事務次官は環境アセス法の手順について次のように

説明している。——まず「方法書」の広告・縦覧を行い、知事からの意見を3月の後半から5月中旬位までにいただき、必要に応じて項目の追加、手法の修正を行いながら環境現況調査に入りたい。なぜかという、サンゴのミドリイシ類の仲間は、5月から6月頃の夜間の満潮時に産卵するからである。この時期に調査を開始できないと、次の産卵時期である再来年の6月まで遅れまして、結果として事業が1年遅れとなる。——守屋防衛事務次官の説明は環境省が示している流れ図と一致している。那覇防衛施設局は「方法書」が完成していることを認めているが、まだ縦覧してはいない。



環境アセスのフローチャート

那覇防衛施設局の環境調査・契約内容

那覇防衛施設局が3月末に契約し、来年10月末までに完了する予定の辺野古海域での「環境現況調査」で何を調べようとしているのか。それを見ておこう。産卵したサンゴの卵が地域に定着したかどうかを調べる着床板や、ジュゴンの姿や鳴き声を記録するための機器を合計112カ所に設置するという。那覇防衛施設局は設置場所については公表しないとしている。この機器の設置こそがアセス法違反である。

調査の目的と使用する機械がマッチしているかどうか、設置場所と数はその目的のために適正であるかどうか、という事項を記した「方法書」を公開して住民、専門家の意見、県知事の意見を聞いた上で、方法を修正し環境調査に入るのがアセス法の定めである。

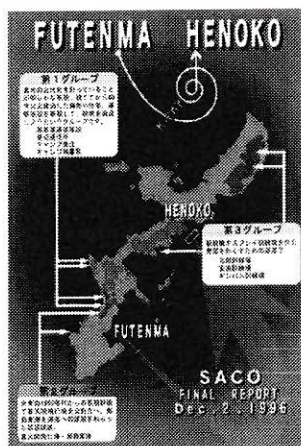
5月7日に二つの団体で那覇防衛施設局と話し合いをもった。その席で、「那覇防衛施設局が進めている『環境現況調査』は守屋防衛事務次官が説明した手順とは違う。アセス法違反ではないか？」という追及に、「アセス法とは別に、自主的に行う調査だ」と強弁している。このような国の強弁を、アセス法と照合しないまま読者に誤解を与える記事をマスコミは流している。5月18日のasahi.comの記事を例としてあげておく。

「環境現況調査は正式な環境影響調査（アセスメント）に先立つ事前調査の形で実施される」。自主的とか事前調査と称しようが、方法書の手続を済ませなければ環境現況を調査するのはアセス法違反となるのだ。

アセス法には罰則規定がない。それで国を訴えることが難しいらしい。しかし国民には「違法調査はやめてください」と主張し続ける権利がある。

SACO合意の狙いは基地の強化・近代化

95年9月の少女暴行事件をきっかけに基地の整理縮小、日米地位協定見直しの声が強まった。その声を受けて95年11月19日に日米両政府の間に、沖縄に関する特別行動委員会（「the Special Action Committee on Okinawa」略して「SACO」）が立ち上げられた。翌96年4月15日のSACO中間報告を経て、12月2日の最終報告で移設条件付の普天間飛行場など11の基地の返還が発表された。SACO合意文書に記されている返還米軍基地リストの最初の2カ所と返



還条件だけを示し、辺野古海上基地と東村高江のヘリパッド建設問題に話題を絞っていく。

■普天間飛行場（返還条件=1500メートルの滑走路など機能を移設した後）

■北部訓練場（返還条件=7ヶ所のヘリパッドを移設した後）

1966年からの辺野古海上基地計画

米海兵隊は、辺野古のリーフを埋めて3000mの滑走路がある飛行場計画を1966年1月付の報告書にまとめた。米海軍は海兵隊の飛行場計画に隣接して大浦湾に軍港を作る計画を同じ年の12月に作成している（沖縄県立公文書館が所蔵している）。

1997年9月に国防総省がまとめた『DoD Operational Requirement and Concept of Operations for MCAS Futenma Relocation, Okinawa, Japan, Final Draft, 日本国沖縄における普天間海兵隊航空基地の移設のための国防総省の運用条件及び運用構想（仮訳）最終版』という文書が存在する（沖縄県総務部基地対策室所蔵・今後「97年運用構想」と略する）。この97年運用構想は辺野古の海上基地に必要な機能を分析してまとめた文書である。

97年運用構想の滑走路の方向は66年の計画を踏襲すると書いてあり、辺野古に飛行場を作ることを米軍は66年以来、望み続けていたことが分かる。

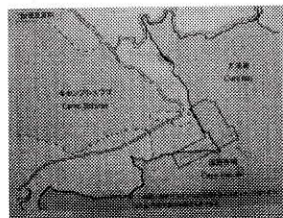
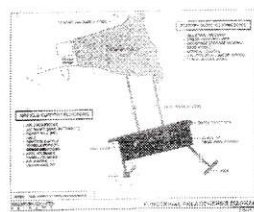
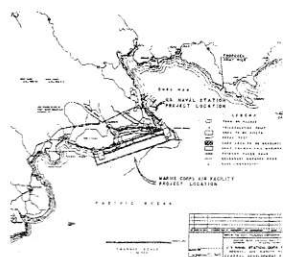
飛行場、軍港、装弾場のパッケージ

97年運用構想の図には、飛行場の右下には栈橋が描かれ、トラック約300台の広さが必要と記されている。66年の軍港計画を引き継ぎ、現在的那覇軍港並みの広さを求めているのだ。

飛行場の左下に突き出してCALAと書かれた離れ島が求められている。CALAはCombat Aircraft Loading Areaの略で、「戦闘機装弾場」と訳されている。

飛行機に銃弾や爆弾を積み込む場所で、97年運用構想によれば「人が所在するどの建物からも1250フィート

(375m)離れてなければいけない」という。普天間飛行場にはこのCALAがないので、攻撃ヘリコプターは嘉手納で装弾して演習に出



かけている。嘉手納基地と海上基地とは距離があるため、新たに CALA を海上施設に置く必要が 97 年運用構想に明記されている。

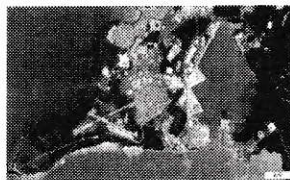
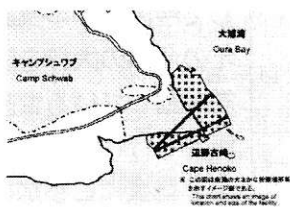
このように、米軍が欲しいのは滑走路だけでなく新たに軍港、戦闘機装弾場を加えるという 3 点セットである。

あっと驚く・・・V字型案

辺野古のサンゴ礁を埋めて 2500m の滑走路をもつ軍民共用空港計画は住民の反対運動によって日米両政府は断念に追い込まれたが、2005 年 10 月 29 日、沿岸案に合意した。この沿岸案には、当時の稲嶺恵一沖縄県知事も首を縦に振らなかった。

翌年 4 月、日本政府は 2 本の滑走路を V 字型につくる案を出してきた。集落の上空を飛行機が飛ばないと説明で、島袋名護市長の同意を強引に取り付け、2006 年 5 月 1 日に日米間で合意した。

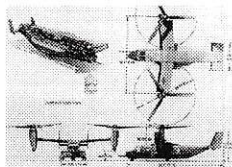
額賀防衛長官（当時）がある朝、「V 字型の滑走路を思いつき、アメリカ政府に受け入れさせた」と報道されているが眉唾ものである。なぜならば、V 字型の滑走路を備えた米軍のアブラ軍港がグアムの西海岸に実在するからだ。Google のマップ機能で見ることができる（この衛星写真は、辺野古の V 字型沿岸案と見比べやすいように、画像を上下に反転させた）。



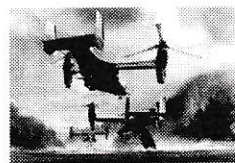
オスプレイ配備は聞いていない・日本政府

沖縄での新たな基地建設を伴う SACO 合意の基地返還リストの 2 番目、北部訓練場の返還には、新たなヘリパッドを建設する条件が付けられている。それで従来の 15 ヶ所のヘリパッドに加えて東村高江の集落を取り囲む 6 ヶ所のヘリパッド新設計画が提示された。この計画に高江の人々が猛烈に反対している。辺野古と高江、二つの計画に共通するキーワードとして、老朽化したヘリコプターに代わる垂直離発着機「MV22 オスプレイ」の沖縄配備がある。

オスプレイは図に示すように、艦船に多くの機体を積載するためにプロペラも翼も折りたためる。2000 年末までに 4 機が墜落し、30 名の海兵隊員が死亡している。97 年運用構想には、そのオスプレイ 36 機の配備が明記されている。



高江の海岸線は 100m ほどの断崖が続いている。高江の北にある宇嘉川の河口は断崖が切れており、その海岸を新たな訓練水域として使用する同意を米軍は 97 年 12 月に沖縄県知事から得ている。この宇嘉川の河口とそっくりな地形でオスプレイがゴムボートを下ろしている米軍作成のイメージ図がネットにあった。



在沖海兵隊の機関紙「オキナワマリン」が 97 年 9 月 12 日、オスプレイの配備を最初に報じた。名護市民はオスプレイの配備について住民説明会で質問し、日本政府は次のように答えている。「海上基地は MV22 の配備を前提にして造るものではない。（沖縄タイムス 97 年 11 月 19 日）」



今年 3 月、高江で開かれたヘリパッド建設計画の説明会でも住民の質問に、日本政府は「オスプレイの配備計画は米側から聞いていない」と答えている。

国会答弁でもオスプレイ配備を協議していない

国会でも、「オスプレイの配備を聞いていない」との答弁を続けている。2006 年 4 月 18 日、衆議院安全保障委員会での辻元清美さんの質問に対する額賀防衛庁長官（当時）らの答弁を引用する。――

○額賀国務大臣 政府としては協議をしておりませんし、日本に対する配備が計画されているということを聞いておりません。――中略――

○大古政府参考人 お答えいたします。（筆者注・大古氏は防衛庁防衛局長・当時）今御指摘のオスプレーの問題につきましては、SACO の時点でも、米側として日本にオスプレーを配備する計画はないということで確認しております。――

このように、名護市民、東村高江区民への説明でも、国会での答弁でも、オスプレイの沖縄配備を日本政府が「聞いていない」、「協議しておりません」と答弁してきた。しかしそれはどうやら「ウソ」であった。

共同配信・米側の文書・オスプレイを明記

沖縄タイムス、琉球新報両紙とも 4 月 5 日の朝刊一面トップでオスプレイの配備を 96 年秋には日米が協議していたことを報じた。



共同配信の記事を書き写す。

——米軍普天間飛行場（沖縄県宜野湾市）の県内移設を確認した 1996 年 12 月の SACO 最終報告の草案で、日米両政府が米海兵隊の垂直離着陸機 MV22 オスプレーの代替施設への配備を明記していたことが 4 日、米公文書や当時の交渉担当者の証言で判明した。沖縄側の反発を懸念した日本が最終局面で反対、オスプレーへの具体的な言及は削除された。（中略）沖縄側と協議するに当たり、同機配備を公表すべきかどうか米側に助言を求めた。

こうした経緯を受け、最終報告の直前に当たる 11 月下旬の草案は「海上施設（代替施設）はオスプレー部隊の配備を支援する」とした。しかし 12 月公表の最終報告は「短距離で離着陸できる航空機の運用も支援する」と、オスプレーに関する表記は削除された。

11 月 26 日の日米協議を記録したメモによると、在日米軍は日本側に同機配備の情報を国内で公表するよう要請していた。交渉を担当したキャンベル元国防副次官補は削除の理由について「日本側が非常に懸念した。特に外務省の懸念が強かった」と語った。——

新聞報道の直後、今年 4 月 11 日、衆議院外務委員会で、民主党・原口一博さん、共産党・赤嶺政賢さんと社民党の照屋寛徳さん、翌 12 日、衆議院安全保障委員会で社民党・保坂展人さんがオスプレー配備について質問している。議事録を整理してみると、「米国側の文書については日本政府としてコメントする立場にはない。オスプレーの配備について協議したことはない」と従前と変わらない答弁を続けている。

沖縄返還密約との相似性

このような日本政府の姿勢。共同が配信した日本政府の「答弁偽装」を明るみに出した重要な記事を掲載しなかった本土新聞各紙のアンテナの感度。それは日本人のアンテナの感度でもあるだろう。

これらは、「沖縄返還密約」が、幾つかの米国公文書と当時の外務省北米局長・吉野文六氏の証言で明らかになった今でも「密約」はなかったと言い続けている日本政府、そして密約を報道しないマスコミ、密約を忘れた日本人とも似ている。

日本政府は、沖縄での基地建設計画を全て白紙撤回して、アメリカ政府に、「新たな基地建設はできません」と断る主体性が求められている。日本人にはそのような日本政府をつくる責務もある。

（「軍縮問題資料」2007 年 7 月号）に掲載した文章より転載）

2007 年度総会のご案内

沖縄環境ネットワーク 2007 年度の総会を下記の日程で行います。

総会は年に一度、会員の方たちが集い、ネットワークの活動について意見を述べ合える機会です。通常は世話人会で活動内容を検討・決定しておりますが、会員の方からのご意見を聞ける機会はなかなかありません。

総会では、昨年度の活動報告と収支報告、そして今年度の事業計画案と予算案を検討し今年の活動の大枠を決定いたします。また、日常活動している世話人より、関連する活動の報告も行われます。

ぜひ総会にご参加いただき、ご意見・ご提案をいただきますよう、改めてご案内申し上げます。

日時／2007 年 6 月 30 日（土）

午後 2 時より

会場／沖縄大学本館 4 階大会議室

内容／・開会挨拶

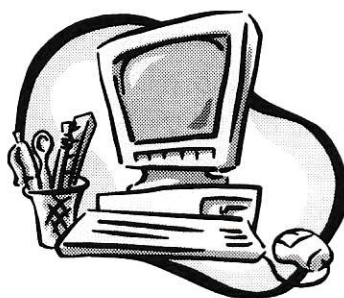
・議長選出

・議事

お問合せ／沖縄環境ネットワーク事務局

電話・ファクス／098-861-1101

E-mail／netwind@atlas.plala.or.jp



2006 年度活動報告

- 5 月 25 日 ネットワーク通信第 33 号発行
6 月 24 日 第 8 回やんばる河川・海岸自然再生協議会に参加（真喜志）
7 月 2 日 2006 年度総会
7 月 2 日 コスタリカのカルロス・バルガス氏講演会およびシンポジウム開催（共催）
7 月 22 日 那覇市 NPO 活動支援センター 環境活動を対象とした助成金説明会に参加
8 月 21～22 日 竜谷ボランティア NPO 活動センターの山原フィールドワークをコーディネート
8 月 26 日 第 9 回やんばる河川・海岸自然再生協議会に参加（真喜志）
11 月 26 日 できるか？やんばる・自然再生～報告・学習・討論会～を開催（共催）
11 月 30 日 ネットワーク通信第 34 号発行通信
12 月 22 日 宇井純先生を偲ぶ会 実行委員会準備会開催

2007 年

- 1 月 10 日 宇井純先生を偲ぶ会 第一回実行委員会
1 月 26 日 宇井純先生を偲ぶ会 第二回実行委員会
1 月 30 日 2008 年 G8 サミット NGO フォーラム準備会にメンバーとして登録
2 月 9 日 宇井純先生を偲ぶ会 第三回実行委員会
2 月 20 日 宇井純先生を偲ぶ座談会開催
2 月 23 日 宇井純先生を偲ぶ会 第四回実行委員会
3 月 16 日 宇井純先生を偲ぶ会 第五回実行委員会
3 月 25 日 宇井純先生を偲ぶ会（フィールドワーク／追悼講演／偲ぶ会）開催
3 月 31 日 新事務所へ移転

総会資料

2006 年度一般会計収支報告（暫定）

収 入

前期繰越	447,713
年会費	1,022,019
寄付金	599,800
書籍・資料売上	141,900
その他	37,500（注 1）

収入合計 2,248,932

支 出

人件費	1,260,000（注 2）
通信費	89,070（注 3）
消耗品費	20,069
印刷費	70,000（注 4）
交通費	1,650
振込手数料	30,540

その他

・事務所契約関連経費 322,860（注 5）

事務所家賃（共益費含む）	252,000
電気代	15,762
水道代	5,664
電話代	49,434

・特許出願手数料 123,419（注 6）
 ・宇井先生香典代 10,000
 ・プロバイダー契約料 42,210（注 7）
 ・パソコン修理費 12,915

支出合計 1,982,733

収 支 +266,199

注 1：フィールドワークコーディネート謝礼

注 2：事務局員人件費（105,000×12 ヶ月）

注 3：通信発送費 66000、領収証発送費および冊子郵送料 21970、振替用紙加入者印刷費 1100

注 4：ニュースレター印刷費 50000、請求用レター等の印刷実費 2000

なお、通信発送用封筒費 18000 も便宜上ここに含む

注 5：家賃・水道代・電気代・電話代を「新沖縄縄フォーラム刊行会議」事務局と折半

注 6：環境ネットワークで企画開発した「回分式活性汚泥法による高濃度の畜舎生排水などの処理方法」の特許出願のための経費

注 7：インターネット及びメール用プロバイダーとの契約料金 20790、ホームページ用のプロバイダーとの契約料金 21420

※この収支表は会計監査を受ける前のものですので、暫定となります。ご了解下さい。

沖縄環境ネットワーク 2007 年度事業計画案

● 事業計画

- 1 畜産排水処理技術（回分式活性汚泥法）の普及のための活動（マニュアル本の配布および全国へのPR）
- 2 環境影響評価（アセス）法・条例の研究と対策（新石垣・辺野古ほか）
- 3 内外環境 NGO との交流
- 4 一般市民に開かれた講演会や公開勉強会の開催
- 5 在沖米軍基地の環境問題の調査とその対策
- 6 ゴミ問題とリサイクルに関する市民運動への支援および連携
- 7 議員・行政との意見交換会、および環境政策策定における市民参画のコーディネート（各種委員会への派遣等）
- 8 エコツーリズム研究
（先進地コスタリカ訪問の成果を踏まえ、再度訪問に向けての学習と準備）
- 9 収益事業の継続拡大／沖縄環境ネットワーク叢書及び「沖縄のエコツーリズムの可能性」等関連書籍の販売促進、ほか

■運営面での課題

- 1 ネットワーク通信の双方向化（会員の意見の反映）
- 2 インターネット等を使つての機動的な問題への対処（ブログ等の立ち上げなど）
- 3 行政に対して説得力を持つための、更なる力量と能力の獲得
- 4 環境教育のための、他団体・機関と協力しての教材作り、および学校への情報普及
- 5 地域性を考慮した活動・支援・連携の強化
- 6 若年層の新規会員獲得の向けての努力

総会資料

2007 年度沖縄環境ネットワーク予算案（一般会計）

収入

前年度繰越金	266,199	
年会費（カンパ含む）	1,200,000	（2006 年度実績から算定）
調査研究協力費	500,000	
雑収入	100,000	（2006 年度実績から算定）
小計	2,066,199	

支出

事務局費	1,940,000	
人件費	1,260,000	（事務局員 105,000×12 ヶ月）
事務局関連経費	350,000	（2006 年度実績から算定）
通信費	150,000	（2006 年度実績から算定）
印刷費	150,000	（2006 年度実績から算定）
消耗品費	30,000	（2006 年度実績から算定）
事業費	100,000	
調査・研究費	50,000	（主に交通費等）
研修・派遣費	50,000	（出張費用等）
小計	2,040,000	

後期繰越（見込） +26,199